

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター 令和 3 年度 事業計画

当指導センターは、平成 25 年 4 月から「公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター」として発足して以来 8 年を経過し、これまで公益財団法人としての基幹である、生活衛生における公益目的事業を積極的に推進してきましたが、今後とも引き続き、生活衛生関係営業における衛生水準の維持向上及び利用者、消費者の利益擁護等を通じて、社会の公益増進に寄与することとします。

公益目的事業としては、生活衛生関係営業における利用者や一般消費者の利益の擁護と生活衛生営業者の衛生水準の維持向上及び経営の健全化を図るために、生活衛生関係行政機関の指導を受けながら、全国生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合（生衛組合）及び日本政策金融公庫等との連携を密にして、生衛法及び定款で定める次の事業を中心に事業を展開することとします。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談指導
- (2) 利用者又は消費者の生活衛生関係営業に関する苦情処理及び営業者等の指導
- (3) 標準営業約款に関する登録及び利用促進等
- (4) 生活衛生関係に関する講習会、講演会等の開催
- (5) クリーニング業法に基づくクリーニング師等に対する講習会の実施
- (6) 生活衛生関係に関する情報の収集及び提供等

各種事業の概要

1 会議開催

当センターの活発な事業活動を推進するとともに、適正な事業運営を図るため、理事会及び評議員会を概ね次のとおり開催する。

- 通常理事会 年 2 回 ○ 評議員会 年 2 回

2 相談指導事業

(1) 生活衛生関係窓口相談事業

衛生水準の維持向上や設備の近代化を促進するため、生活衛生関係経営指導員を置き、相談窓口や訪問等を通じて事業者の指導を行いながら、利用者・消費者に適切なサービスを提供する体制を構築する。

また消費者、利用者から提供された苦情・各種問い合わせ情報等については、関係者や生活衛生業界団体等に提供し、連携して適切な相談処理を行う。

(2) 移動相談室設置事業

県内の一般県民や事業者等の相談をより広く応じるため、定期的に県内各地において「地区相談室」を開設し、指導員や専門家を派遣した相談体制の充実を図る。

また事業者向けに、適切な税務や消費税問題に対処するため、税理士会の協力を得ながら「税務相談室」を県内各地に開設する。さらに、国が実施する経済諸施策(新型コロナウイルス緊急対策等)に対応した相談会を随時開催する。

(3) 関係機関との連携・調整事業

生活衛生関係営業における一般利用者、消費者等の利益を擁護し、衛生水準の確保を通じて経営の安定化や、現状、課題点及び対策等について情報交換等を目的に、行政機関や専門家、事業者団体等関係機関で構成する会議を随時開催し、相談業務の充実や衛生水準の維持向上の推進に資する。

(4) 消費者コールセンター事業

消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備して、生活衛生関係分野の質の向上を図るため、学識経験者、消費者行政代表、事業者団体等で構成する検討会議を開催し、消費者への適切な相談体制の構築を図る。

3 研修講習事業

(1) 経営特別相談員研修会

知事から委嘱を受け、生活衛生に関する指導等を行う経営特別相談員に対し、必要な専門知識の充実と資質の向上を図るため、研修会を開催する。

また、新たに委嘱される相談員に対しては、養成講習会を開催する。

- 研修会開催（年1回）
- 新規経営特別相談員向け養成講習会開催（年1回）

(2) 法定講習：クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

消費者等の利益擁護を目的とした高度な専門知識を醸成するため、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修会及び従事者講習会を開催する。

4 後継者育成支援事業

若年者を中心とした県民の生衛業に対する職業観の向上、及びそれによる生衛業界全体の後継者育成を図ることを目的に、学校での体験学習などインターンシップ制度を活用した事業を実施する。

5 標準営業約款登録事業

消費者等の利益擁護の観点から理容、美容、クリーニング、一般飲食店営業の標準営業約款登録（S マーク）の周知及び登録事務を実施し、利用者に対して登録制度の利用促進啓発を行う。

6 情報の調査及び提供事業

(1) 調査等事業

生活衛生関係営業の利用者、一般消費者の利益の擁護とその衛生水準の維持向上を図るために、営業事例に関する経営状況調査等を随時実施して、その結果について広く情報提供を行い、消費者等への利便を図っていく。

- 経営状況調査その他調査の実施及び結果の情報提供
- 必要に応じ、事業者の経営・雇用環境向上のための事業、セミナー等の実施

(2) センターだよりの発刊

機関誌「ぎふセンターだより」を発刊し、生活衛生・消費生活に関する情報や生衛業の動向、経営の近代化等に関する情報を関係者や一般県民向けに発信する。

- 発行回数 年2回（夏、冬）
- 発行部数 各々約6千部程度

(3) その他随時の情報提供

- 生活衛生関連情報をセンターHPやリーフレット等を活用し、広く一般に提供
- 生活衛生関係営業の健全な発展と活性化のためにパンフ等による啓発活動